

## (電子ジャーナル) 発行に関する規程

### 1. 電子ジャーナル

1) 電子ジャーナルとは、電子化された学会誌「日本社会福祉マネジメント」(以下、学会誌)のことを指し、書誌情報、本文PDFを含む電子データからなる。科学技術振興機構の総合電子ジャーナルプラットフォーム(以下、J-Stage)にて電子公開(本公開)を行う。

### 2. 本公開

学会誌刊行後、掲載された投稿論文と依頼論文(特別寄稿論文、特集論文、及び特集のねらい)は電子化し、J-Stageにおいて電子公開(本公開と呼ぶ)を行う。

### 3. 電子化の手順

本公開は、学会誌刊行後、4. に示す「電子ジャーナルの体裁」に従って、学会事務担当によって電子化、本公開を行う。

### 4. 電子ジャーナルの体裁

1) 電子化にあたってはJ-Stageの仕様にあわせて、書誌情報はXML形式、本文はPDFで作成する。

2) 投稿論文は学会誌、及び電子化された論文末尾で、以下のように論文受付日、論文受理日を記載する。

令和5年8月20日 受付

令和5年12月20日 受理

3) 論文受付日は、投稿原稿の受理を編集委員会が決定・通知した日付とし、論文受理日は掲載の決定後、完成原稿の提出を編集委員会が受理した日付とする。

### 5. 電子ジャーナルの削除、修正について

1) 著者校正、編集校正を終えて作成された電子ジャーナルは原則としてPDFの修正を認めない。

2) 著者名、タイトルなど、やむを得ない修正が必要な場合は、J-Stageでの本公開後、編集委員会の許諾を得て、修正記事において修正を行うこととする。ただし、プライバシーの保護や人権の尊重に抵触するなど、研究目的や手法の倫理的妥当性から、公開がふさわしくない情報が含まれると判断される重大な事案が判明した場合のみ、編集委員会の許諾を得てPDFの修正、または論文全体の削除を行うことができる。修正記事の様式についてはJ-Stageの定めに従う。

3) 捏造・剽窃等の研究倫理違反が判明した場合は論文を修正、撤回せず、研究倫理違反で

ある旨の修正記事を付加して対応する。修正記事の様式については J-Stage の定めに従う。

- 4) 著者の所属先は投稿論文受理日のものとし、異動等があっても修正は行わない。
- 5) 電子化の過程で発生した Web 情報の誤植等の修正については、電子ジャーナル委員会委員長の許諾を得て修正できるものとする。ただし、修正履歴を残すこととする。

## 6. 著作権

- 1) 電子化された著作物の著作権（「複製権」「公衆通信権」「翻訳権」「二次的著作物の利用権」などすべてのものを含む）は日本社会福祉マネジメント学会に帰属する。
- 2) 電子化された個々の著作物について、著作権侵害等の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者の責任において処理する。
- 3) 電子化された自らの著作物を書籍刊行等に利用する場合には、学会の承認を得ること、また初出情報を明記することとする。

付則 この規程は、2024 年 11 月 1 日より施行する